

# 1

令和3年第5回

多治見市議会定例会議案

令和3年11月19日

## 目 次

報第33号	専決処分の報告について	1
報第34号	専決処分の報告について	2
議第88号	基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	3
議第89号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	8
議第90号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	11
議第91号	多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正するについて	12
議第92号	多治見市駐車場条例の一部を改正するについて	14
議第93号	多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて	17
議第94号	多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて	19
議第100号	工事請負契約の締結について	20
議第101号	工事請負契約の締結について	21
議第102号	指定管理者の指定について	22
議第103号	指定管理者の指定について	23
議第104号	指定管理者の指定について	24
議第105号	指定管理者の指定について	25

報第33号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

専第17号

損害賠償の額を定めるについて

令和3年6月8日午前10時45分頃、多治見南消防署北側駐車場において、積載した土<sup>のう</sup>囊を降ろす作業をするために本市職員（南消防署所属）が駐車させたダンプトラックが、駐車時にサイドブレーキを十分にかけていなかったため無人で移動し、作業中の別の本市職員（南消防署所属）に接触し、後方フェンスとの間に挟み、右膝関節打撲傷及び右背部打撲傷を負わせ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年10月12日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 12,340円

報第34号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

専第18号

損害賠償の額を定めるについて

令和3年10月6日午前9時頃、多治見市立陶都中学校テニスコート付近で、同校校務員が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、同校に隣接する駐車場に駐車中の小型貨物自動車に当て、同車両右リヤドアガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年11月8日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 49,000円

議第88号

基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

基金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(多治見市陶磁器技術振興基金条例の一部改正)

第1条 多治見市陶磁器技術振興基金条例(昭和45年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金は、予算に定める額を積み立てるものとする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「陶磁器技術の振興と向上のための研究用備品購入費に充てなければならない」を「、陶磁器に関する技術及び文化の振興と向上を図るための経費に充て、又は基金に編入するものとする」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(処分)

第3条 市長は、陶磁器に関する技術及び文化の振興と向上を図るための経費に充てるため必要と認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(多治見市緑の基金条例の一部改正)

第2条 多治見市緑の基金条例(平成2年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金は、予算に定める額を積み立てるものとする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「のための経費」を「の財源」に、「充てなければならない」を「充て、又は基金に編入するものとする」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(処分)

第3条 市長は、緑の事業の財源に充てるため必要と認めたときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(多治見市美術振興基金条例の一部改正)

第3条 多治見市美術振興基金条例（平成2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金は、予算に定める額を積み立てるものとする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「充てなければならない」を「充て、又は基金に編入するものとする」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(処分)

第3条 市長は、美術の振興を図るための経費に充てるため必要と認めたときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(多治見市スポーツ振興基金条例の一部改正)

第4条 多治見市スポーツ振興基金条例（昭和48年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金は、予算に定める額を積み立てるものとする。

第3条中「基金の」の次に「全部又は」を加える。

第5条中「スポーツ」を「、スポーツ」に、「充てなければならない」を「充て、又は基金に編入するものとする」に改める。

(多治見市南姫財産区基金条例の一部改正)

第5条 多治見市南姫財産区基金条例(昭和57年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に必要な事業の財源」を「のための事業(以下「事業」という。)に必要な資金」に改める。

第5条を第6条とする。

第4条中「多治見市南姫財産区事業特別会計の財源に充てる」を「多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出予算に計上して、事業に必要な資金に充て、又は基金に編入するものとする」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(処分)

第3条 市長は、事業に必要な資金に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(多治見市滝呂区運営基金条例の一部改正)

第6条 多治見市滝呂区運営基金条例(昭和57年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公共的事務」の次に「(以下「事業」という。)」を加える。

第2条中「多治見市一般会計歳入歳出予算(以下「一般会計予算」という。)」を「一般会計歳入歳出予算」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「一般会計予算」を「一般会計歳入歳出予算」に、「この」を「事業に必要な資金に充て、又は」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(処分)

第3条 市長は、事業に必要な資金に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(多治見市大原区運営基金条例の一部改正)

第7条 多治見市大原区運営基金条例(平成8年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事務」の次に「(以下「事業」という。)」を加える。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「基金に」を「事業に必要な資金に充て、又は基金に」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(処分)

第3条 市長は、事業に必要な資金に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(多治見市共栄地区住民福祉事業基金条例の一部改正)

第8条 多治見市共栄地区住民福祉事業基金条例(平成23年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公共事業」の次に「(以下「共栄地区住民福祉事業」という。)」を加える。

第3条中「共栄地区の区域内で実施される住民福祉の向上のための事業及び公共事業」を「共栄地区住民福祉事業」に改める。

第5条中「基金に」を「共栄地区住民福祉事業に必要な資金に充て、又は基金に」に改める。

(多治見市心身障害者福祉基金条例及び多治見市青少年育成基金条例の廃止)

第9条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 多治見市心身障害者福祉基金条例(昭和56年条例第18号)

(2) 多治見市青少年育成基金条例(昭和52年条例第5号)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

2 第9条の規定の施行の日前において、同条の規定による廃止前の多治見市心身障害者福祉基金条例第1条に規定する多治見市心身障害者福祉基金に属する現金及び有価証券は、一般会計歳入歳出予算に計上して、多治見市社会福祉事業基金条例



(昭和50年条例第20号) 第1条に規定する社会福祉事業基金に編入する。

- 3 第9条の規定の施行の日前において、同条の規定による廃止前の多治見市青少年育成基金条例第1条に規定する青少年育成基金に属する現金及び有価証券は、一般会計歳入歳出予算に計上して、多治見市教育振興基金条例(昭和45年条例第34号)第1条に規定する教育振興基金に編入する。

議第89号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表52の2の項及び52の3の項を次のように改める。

52 の 2	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律（平 成20年法 律第87 号。以下 この項及 び次項に おいて 「法」と いう。） 第5条第	1 住宅の品	一戸建ての住宅	1 件	14,000円（増築又	法第6条第
		質確保の促進		につ	は改築（以下この	2項の規定
		等に関する法		き	項及び次項におい	に基づき長
	律（平成11年				て「増改築」とい	期優良住宅
	法律第81号）				う。）に係るもの	建築等計画
	第5条第1項				にあつては、	が建築基準
	に規定する登				20,000円）	法第6条第
	録住宅性能評	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	1 件	24,000円（増改築	1項に規定
	価機関（以下	以外の住宅（1	以外の住宅（1	につ	に係るものにあつ	する建築基
	この表におい	棟の戸数が5以	棟の戸数が5以	き	ては、35,000円）	準関係規定
	て「登録住宅	下のもの）				に適合する
	性能評価機	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅	1 件	38,000円（増改築	かどうかの
	関」とい	以外の住宅（1	以外の住宅（1	につ	に係るものにあつ	審査の申出
	う。）が交付	棟の戸数が5を	棟の戸数が5を	き	ては、56,000円）	があつた場

	1項から第5項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合	超えるもの)			合にあっては、40の項（備考の欄を含む。）で定める額を加えた額とする。
		2 1に掲げる場合以外の場合	一戸建ての住宅	1件	50,000円（増改築に係るものにあつては、72,000円）	
			一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5以下のもの）	1件	110,000円（増改築に係るものにあつては、162,000円）	
			一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5を超えるもの）	1件	172,000円（増改築に係るものにあつては、255,000円）	
52の3	法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料（法第9条第	1 登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価	一戸建ての住宅	1件	7,000円（増改築に係るものにあつては、10,000円）	法第8条第2項において準用する
			一戸建ての住宅	1件	12,000円（増改築に係るものにあつては、17,500円）	法第6条第2項の規定に基づき長期優良住宅
			一戸建ての住宅	1件	19,000円（増改築に係るものにあつては、28,000円）	建築等計画が建築基準法第6条第

1 項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における変更の認定申請を除く。)	書又はこれらの写しを添付する場合	超えるもの)			1 項に規定する建築基準関係規定
	2 1 に掲げる場合以外の場合	一戸建ての住宅	1 件	25,000円（増改築に係るものにあつては、36,000円）	に適合するかどうかの審査の申出があつた場合にあつては、41の項で定める額を加えた額とする。
		一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5以下のもの）	1 件	55,000円（増改築に係るものにあつては、81,000円）	
一戸建ての住宅以外の住宅（1棟の戸数が5を超えるもの）	1 件	86,000円（増改築に係るものにあつては、127,500円）			

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にされた改正前の別表52の2の項及び52の3の項の規定に係る認定の申請に係る手数料は、なお従前の例による。

議第90号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前の出産に係る多治見市国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

## 議第91号

多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正するについて

多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、同項第3号を削り、同条第4項を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる区域は、前項の市長が定める区域に含まないものとする。

(1) 令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域

(2) 令第29条の9第6号に掲げる土地の区域として規則で定めるもの

(3) 令第29条の9第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるもの

第4条に次の1項を加える。

5 前4項の規定は指定された土地の区域の変更について、前項の規定は指定された土地の区域の廃止について準用する。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第35条の2の規定によりされた許可の申請であって、施行日において許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第92号

多治見市駐車場条例の一部を改正するについて

多治見市駐車場条例（昭和51年条例第46号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市駐車場条例の一部を改正する条例

多治見市駐車場条例（昭和51年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「、幅1.85メートル以下、高さ2メートル（駅北立体駐車場にあっては2.1メートル）以下」を「かつ幅1.85メートル以下」に改め、「ただし、」の次に「豊岡駐車場にあっては、高さ2メートル以下かつ車両総重量2.5トン以下のもの、」を、「駅北立体駐車場にあっては、」の次に「高さ2.1メートル以下かつ」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する自動車は、豊岡駐車場における屋外のそれぞれ市長が指定した区域に限り、駐車することができる。

(1) 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車のうち長さ4.9メートル以下かつ幅1.85メートル以下のもの又は前項第2号に掲げる自動車。ただし、次条第1項の定期利用の場合に限る。

(2) 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車のうち長さ4.9メートルを超え9メートル以下かつ幅2.5メートル以下のもの（以下「バス」という。）

第8条第2項中「普通駐車」の次に「（バスを除く。）」を加える。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、バスは、入場させるときに徴収する。

別表第1豊岡駐車場の表を次のように改める。



豊岡駐車場

区分			単位		金額
普通 駐車 料金	一般	午前0時から午後12時まで	駐車時間が7時間までの場合	1台30分までごとに	80円
			駐車時間が7時間を超え24時間までの場合	1台	1,200円
			駐車時間が24時間を超える場合は、上記2項の例により24時間までごとに算定した額の合計額とする。		
	バス		1台1日につき		3,600円
定期 駐車 料金	全日定期	午前0時から午後12時まで	2階及び3階	1台1か月につき	10,190円
			4階		9,170円
			屋外		9,170円
	昼間定期	午前7時から午後9時まで	2階及び3階		7,630円
			4階		6,620円
	夜間定期	午後8時から午前8時まで			4,070円

別表第3 駅北立体駐車場の表普通駐車料金の部中「1,220円」を「1,200円」に改める。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただ

し、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表第1 豊岡駐車場の表に規定する4階及び屋外に係る定期駐車料金の徴収その他この条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議第93号

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正するものとする。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例

多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項及び第3条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震その他の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項の表中「35,000円」を「38,500円」に、「34,000円」を「37,500円」に、「33,000円」を「36,500円」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 基本消防団員が災害、警戒、訓練又はその他の職務に従事する場合には、次の表に定める額の出動報酬を支給する。

災害の場合	日額	8,000円
警戒の場合	日額	2,000円
訓練の場合	日額	2,000円
その他の職務の場合	日額	2,000円

備考

- 1 災害の場合で、その従事する時間が暦日において2時間を超え4時間を超えないときの出動報酬の額は4,000円とし、2時間を超えないときの出動報酬の額は2,000円とする。
- 2 暦日において日額で支給する出動報酬に係る職務の2以上に従事した場合は、出動報酬の額は日額のうち最も高い額の出動報酬を支給し、他の出動報酬は支給しない。

第12条に第1項として次の1項を加える。

基本消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(支給方法)

第12条の2 前条第2項に規定する年額報酬は、年4回に分けて支給することができる。

2 前条第3項に規定する出動報酬は、3箇月ごとにまとめて支給することができる。

3 前条第4項に規定する機能別消防団員の報酬は、1箇月ごとにまとめて支給することができる。

第13条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるものを除き、」を削り、同項を同条とする。

第13条の2を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第94号

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するにつ  
いて

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を  
次のように改正するものとする。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を  
次のように改正する。

第3条第2項第2号中「使用の日の前日」を「教育委員会規則で定める日」に改め  
る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第100号

工事請負契約の締結について

文化会館舞台音響・映像設備更新工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 文化会館舞台音響・映像設備更新工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 192,280,000円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅南3-4-26  
ヒビノスペーステック株式会社名古屋営業所  
所長 田尾 大輔

議第101号

工事請負契約の締結について

文化会館舞台照明設備更新工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 文化会館舞台照明設備更新工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 248,600,000円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市東区武平町5-1名古屋栄ビルディング  
丸茂電機株式会社名古屋営業所  
所長 田中 徹

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市多治見駅北広場

2 指定管理者の名称等

多治見市日ノ出町2丁目15番地

一般社団法人多治見市観光協会

代表理事 古川 雅典

3 指定期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）



議第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市駅北立体駐車場

2 指定管理者の名称等

多治見市日ノ出町2丁目15番地

一般社団法人多治見市観光協会

代表理事 古川 雅典

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）

議第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市坂上児童館

2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズユープ

代表理事 田嶋 羊子

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）

議第105号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月19日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市養正公民館

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）